

全柔連発第23-0497号  
2023年12月8日

公益財団法人全日本柔道連盟 加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟  
審判委員会委員長 大迫 明伸  
〔公印省略〕

国内における「少年大会特別規程」における  
「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」による罰則の取り扱いについて

拝啓 師走の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過去の少年の大会等におきまして、「逆背負投（通称）」により投げられた選手が後頭部を強打して脳震盪を起こすケース、あるいは「両袖を持って施す投げ技」により投げられた選手が顔面及び頭頂部から落下し頸椎損傷あるいは脳振盪等を起こすケースが報告され、発育発達段階の観点から全柔連審判委員会では少年大会特別規程を改正し、少年の大会（中学生以下）においては「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」を禁止とし、施した場合には重大な違反として「反則負け」の扱いとしてきました。

この少年大会特別規程の改正により、近時の少年大会では、「逆背負投（通称）」及び「両袖を持って施す投げ技」が使用されることはほとんど無くなりました。

その反面、通常の背負投を仕掛けたが受の選手が反対側に投げ落とされる、あるいはお互いが片袖を絞った状態で技を仕掛けることで、不十分な見極めにより、前者を「逆背負投（通称）」、後者を「両袖を持って施す投げ技」を施したとして裁定され、本来試合続行が許される選手が「反則負け」となるケースが見受けられます。

このような裁定により、不利益を被るのは多感な少年期の選手であることから、少年健全育成の観点からも「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」による罰則の取り扱いを重大な違反「反則負け」から軽微な違反「指導」に変更することとします。

本連盟主催大会では、**2024年4月1日**より施行します。

今後、本連盟審判委員会では、引き続き審判講習会等で「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」を施すことの危険性を注意喚起して参ります。

なお国際柔道連盟試合審判規程では、「逆背負投（通称）」を施すことは「指導」であり、「両袖を持って施す投げ技」を施すことはノーペナルティとなっております。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 大塚・渡辺・関口・城地

メール [shinpan@judo.or.jp](mailto:shinpan@judo.or.jp)